

令和2年度第1回北海道障がい者施策推進協議会 医療的ケア児支援部会における協議事項

○「第6期北海道障がい福祉計画」の策定について

道では、計画期間を令和3年度から令和5年度までとする「第6期北海道障がい福祉計画」を本年度中に策定することとしております。

この計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定しているものであり、令和2年5月19日付けで、一部改正された当指針が国から示されたところです。（「参考資料1」及び「参考資料2」を参照ください。）

今般の国の指針の改正では、一部内容の見直しがされたものの、改正前の指針をほぼ踏襲したものとなっていることから、道においても第5期計画から大きく変更することなく、第6期計画を策定する予定となっております。（計画の構成については、北海道障がい者施策推進審議会（親会）で別途協議を行っています。）

最初の「資料1」は、道計画（全体）の基本的な考え方について示したものであり、次の「資料2」は、主に国の指針で見直されたところを踏まえて、具体的に計画の本文（本部会で協議する医療的ケア児支援部分）について、素案たたき台を作成したものです。

作成に当たっては、国の指針で見直された内容を盛り込むこととし、計画の主な変更点として、

- ① 重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で心身の状況に応じた支援を受けることが重要で、支援を行うに当たり、その人数や受けているサービス等の現状を把握するとともに関係機関が連携を図ること。
- ② 医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケアの所在する市町村に配置できるよう人材の育成を行うこと。また、その人材育成に当たり、コーディネータに求められる役割等に沿って研修を行うこと。

を追記しています。

つきましては、特に「資料2」の内容について、別紙により委員の皆様の御意見をくださいますようお願いいたします。

なお、今後の予定ですが、御意見をもとに素案たたき台を修正するなどし、第2回の本部会（本年9月開催予定）において改めて素案をお示ししたいと存じます。